

広田家住宅調査要項

目 的 広田家住宅について、国登録有形文化財の申請に必要な要件について調査を実施し、各種図面、報告書の作成を目的とする。

期 間 令和3年6月1日から令和4年1月31日まで

対 象 高座郡寒川町一之宮一丁目24-29
広田家住宅

調査者 水沼淑子（関東学院大学 名誉教授）

謝 礼 150,000円（税、図面作成等諸経費込）

報 告 図面、報告書の提出

予 算 教育費 社会教育費 文化財保護費
社会教育の振興事業費 文化財保護事業費
報償費 謝礼
150,000円